

◎新潟県告示第 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成31年2月5日

新潟県新潟地域振興局長

1 解除予定保安林の所在場所

新潟県東蒲原郡阿賀町小出字桃ノ木平5031の4、5031の30、5031の31、5031の36、5031の37、5031の49、5031の51、5031の52、5031の53、5031の55

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

指定理由の消滅